

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 27 年 11 月 13 日(金) 第 8 7 5 0 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定 (739) (障がい福祉課) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (740) (農地・水保全課) 2
	砂利採取法による採取計画の変更認可の公表 (741) (鳥取県土整備事務所) 2
◇ 公 告	大規模集客施設の設置の届出 (住まいまちづくり課) 2

告 示

鳥取県告示第739号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成27年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機 関の名称	指定自立支援医療機 関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
株式会社N・ フィールド	大阪府大阪市北区堂 島浜一丁目4-4	訪問看護ステーショ ン デューン米子	米子市明治町131	精神通院医療	平成27年10月 1日

鳥取県告示第740号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、米川土地改良区の定款の変更を平成27年11月6日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第741号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成27年11月13日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 山 本 晃

名称及び代表 者の氏名	主たる事務 所の所在地	砂利採取場の所在 地及び面積	採取する砂 利の種類及 び数量	認可の内容			認可年 月日
				変更事項	変更前の 内容	変更後の 内容	
有限会社コウ メイ 代表取締役 岡村 直美	鳥取市湖山 町西一丁目 692	鳥取市賀露町南四 丁目2359、2360、 2361 (1,955平方メー トル)	砂 (4,774.48 立方メートル)	採取の期 間	平成26年 12月22日 から平成 27年10月 27日まで	平成26年 12月22日 から平成 28年10月 27日まで	平成27 年10月 14日

公 告

鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模集客施設の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成27年11月13日から平成28年1月13日まで公衆の縦覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成28年1月13日までに知事に意見書を提出することができる。

平成27年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 裕暁
米子市東福原六丁目12-40

- 2 大規模集客施設の名称
丸合東福原店
- 3 大規模集客施設の敷地の所在地
米子市東福原六丁目11-7 外
- 4 大規模集客施設の用途
物販店舗
- 5 大規模集客施設の総床面積
2,921平方メートル
- 6 大規模集客施設の設置に係る工事に着手する予定の日
平成28年5月1日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課（鳥取市東町一丁目220）
鳥取県西部総合事務所地域振興局西部振興課（米子市糺町一丁目160）